

議案第136号

市道路線の変更について《島区内2号線》

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、市道路線を次のとおり変更する。

令和7年9月4日提出

京丹後市長 中山 泰

路線名	変更前後の別	起点	終点
しまくないにごう 島区内2号線	変更前	久美浜町島小字中地46番	久美浜町島小字中地52番
	変更後	久美浜町島小字中地43番1	久美浜町島小字中地52番

提案理由

島大橋（統合橋）の架け替えに伴い、市道の起点の変更を行うものである。